平成２９年（フ）第３７５号
熊本県菊池市泗水町吉富175番地12　グラースメゾン泗水　Ｃ201
債務者　中嶋　　武
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５９０号
仙台市太白区西中田６丁目21番４－104号
川村方、住民票上の住所宮城県亘理郡亘理町荒浜字鳥の海７番地３
債務者　森　真依子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５９３号
仙台市若林区今泉１丁目20番６号　貴田アパート205
債務者　三上　　陵
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６１０号
宮城県塩竈市千賀の台２丁目８番12号
債務者　仲野谷真喜子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７００号
仙台市太白区中田２丁目６番70－201号
債務者　渡邉　　浩
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７１６号
仙台市太白区恵和町３番15号　サニーハイツ恵和208
債務者　黒川由美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７３３号
仙台市青葉区国見２丁目13番17号　コーポ近江101
債務者　後藤　美樹（旧姓荻原）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９０号
富山市赤田451番地１　アルモニーＡ棟201号
債務者　近藤よし恵
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０００号
京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地16－106
債務者　嵐　みあき
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５４２号
広島市安佐北区亀山南２丁目70番５号
債務者　間賀田知美
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６０号
広島市中区西平塚町８番24－206号
債務者　林田セイ子（旧姓前崎）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６９号
広島県安芸郡熊野町初神３丁目11番20－202号
債務者　塩谷　千恵
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７２５号
広島市中区東平塚町７番14－204号
債務者　河井　孝道
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７４２号
広島市中区広瀬北町２番28－801号
債務者　小林　友哉
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３５９号
福岡市早良区星の原団地66番105号
債務者　井上　喜博
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４０３号
福岡市中央区高砂２丁目11番28－302号
債務者　丸山有梨奈
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４４７号
福岡市西区富士見１丁目16番23－101号
債務者　近藤　　剛
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部